

关于印发《浦东新区“十四五”期间
促进总部经济发展财政扶持办法》的通知
浦商委规〔2022〕1号

区政府各委、办、局，各管理局（管委会），各直属企业，各街道办事处、镇政府：

《浦东新区“十四五”期间促进总部经济发展财政扶持办法》已经区政府批准，现印发给你们，请认真按照执行。

上海市浦东新区商务委员会
上海市浦东新区财政局
2022年1月26日

浦东新区“十四五”期间促进总部经济
发展财政扶持办法

第一条 为全面贯彻落实《中共中央 国务院关于支持浦东新区高水平改革开放打造社会主义现代化建设引领区的意见》，加快打造国内大循环的中心节点、国内国际双循环的战略链接，围绕浦东新区发展高能级总部经济要求，鼓励内外资企业和国际经济组织（机构）在浦东新区设立总部，加强各类型总部集聚，根据《浦东新区“十四五”期间财政扶持经济发展的意见》，促进总部持续发展，制定本办法。

第二条 本办法适用于在浦东新区设立的总部，工商注册地和税收户管地在浦东新区，包括新落户总部和现有总部。

新落户总部，是指2021年1月1日（含）以后在浦东新区设立的跨国公司地区总部（含外资研发中心）、大企业总部、营运总部、区域性总部和国际经济组织（机构）地区总部。

现有总部，是指2021年1月1日以前在浦东新区设立且存续至今的跨国公司地区总部、大企业总部、营运总部和区域性总部。

第三条 本办法所称对浦东新区的综合贡献，是指结合企业发展的实际情况，对其经济贡献、科技创新、促进就业、节能减排、社会诚信和安全生产等因素进行的综合考核评定。

《浦东新区“十四五”期間の本部経済発展促進の
財政支援弁法》印刷・公布に関する通知
浦商委規〔2022〕1号

区政府各委員会・弁公室・局、各管理局（管理委員会）、各直属企業、各街道事務所・鎮政府：

《浦东新区“十四五”期間の本部経済発展促進の財政支援弁法》は、すでに区政府の批准を受けており、ここに印刷・公布するので、真摯に従い執行されたい。

上海市浦东新区商務委員會
上海市浦东新区财政局
2022年1月26日

浦东新区“十四五”期間の本部経済
発展促進の財政支援弁法

第一条 《中国共産党中央委員会 國務院：浦東新区のハイレベル改革開放支援・社会主義現代化建設指導区の構築に関する意見》を全面的に徹底・実行し、「国内大循環」の中心的結節点・「国内国際双循環」の戦略的連動の構築を加速させ、浦東新区の高度な本部経済発展への要求を軸として、内資・外資企業および国際経済組織（機関）の浦東新区における本部設立を奨励し、各種本部の集積を強化し、《浦東新区「十四五」期間の経済発展に向けた財政支援の意見》に基づき、本部の持続的な発展を促進するため、本弁法を制定する。

第二条 本弁法は、浦東新区に設立された本部に適用し、工商登録地および税収管轄地が浦東新区にある、新規本部および既存本部を含む。

新規本部とは、2021年1月1日（当日を含む）以降に浦東新区に設立された多国籍企業地域本部（外資研究開発センターを含む）・大企業本部・運営本部・区域性本部および国際経済組織（機関）地域本部を指す。

既存本部とは、2021年1月1日以前に浦東新区に設立され、かつ現在まで存続している多国籍企業地域本部・大企業本部・運営本部および区域性本部を指す。

第三条 本弁法でいう浦東新区に対する総合的な貢献とは、企業の発展における実際の状況を踏まえて、その経済的貢献・科学技術イノベーション・就業促進・省エネおよび二酸化炭素排出削減・社会的信用および生産の安全性などの要素に

<p>第四条 新落户的跨国公司地区总部（含外资研发中心）、大企业总部、营运总部、区域性总部，根据考核评定企业、个人对浦东新区的综合贡献及权益贡献，可在五年内每年获得一定奖励。</p> <p>第五条 积极吸引国际经济组织（机构）集聚以优化整体总部经济营商环境。新落户的国际经济组织（机构）地区总部，根据其等级规模可获得奖励。根据考核评定对浦东新区的综合贡献，个人可在“十四五”期间每年获得一定奖励。</p> <p>第六条 鼓励跨国公司地区总部扩大规模、提升能级，通过增资形式投资符合产业发展导向的外商投资项目，根据考核评定企业增资对浦东新区的综合贡献，可获得奖励。</p> <p>第七条 扶持期满后，浦东新区根据现有总部承担的总部功能、对浦东新区的综合贡献等予以复核。经复核，现有跨国公司地区总部、大企业总部、营运总部和区域性总部，根据考核评定企业、个人对浦东新区的综合贡献及权益贡献，可在五年内每年获得一定奖励。</p> <p>第八条 鼓励现有总部在符合相关条件的前提下，升级成为更高级别的总部，按照新总部类型从优获得奖励，但不得重复。</p> <p>第九条 原有企业，在2021年1月1日（含）以后取得跨国公司地区总部（含外资研发中心）认定批复的，或在2021年1月1日（含）以后取得浦东新区大企业总部、营运总部、区域性总部认定的，可在五年内每年获得一定奖励。</p> <p>第十条 附则 （一）对既适用上级政策相关规定，又适用本办法的，一律先执行上级政策规定，执行后与本办法相比不足部分，可补充执行。同一对象在选择区级不同类型的财政扶持政策时可从优，但不得重复或同时享受。</p>	<p>ついて行う総合的な審査・評定を指す。</p> <p>第四条 新規の多国籍企業地域本部（外資研究開発センターを含む）・大企業本部・運営本部・区域性本部は、企業・個人の浦東新区に対する総合的な貢献および権益性貢献の審査・評定に基づき、5年以内は毎年一定の奨励を取得することができる。</p> <p>第五条 国際経済組織（機関）の積極的な誘致・集積を行い、全体的な本部経済のビジネス環境を最適化する。新規の国際経済組織（機関）の地域本部は、その等級・規模に基づき奨励を取得することができる。浦東新区に対する総合的な貢献の審査・評定に基づき、個人は、「十四五」期間に毎年一定の奨励を取得することができる。</p> <p>第六条 多国籍企業地域本部の規模拡大・昇級を奨励し、増資形式を通じた産業発展の方向性に合致する外商投資プロジェクトへの投資は、企業の増資による浦東新区に対する総合的な貢献の審査・評定に基づき、奨励を取得することができる。</p> <p>第七条 支援期限の到来後、浦東新区は、既存本部が担う本部機能・浦東新区に対する総合的な貢献などに基づき再審査を行う。再審査を経て、既存の多国籍企業地域本部・大企業本部・運営本部および区域性本部は、企業・個人の浦東新区に対する総合的な貢献および権益性貢献の審査・評定に基づき、5年以内は毎年一定の奨励を取得することができる。</p> <p>第八条 既存本部が関連条件に合致している前提で、上級本部への昇級を奨励し、新たな本部の類型に基づき奨励取得において便宜を図るが、重複は不可とする。</p> <p>第九条 既存企業が、2021年1月1日（当日を含む）以降に多国籍企業地域本部（外資研究開発センターを含む）の認定批准を取得した場合、あるいは2021年1月1日（当日を含む）以降に浦東新区の大企業本部・運営本部・区域性本部の認定を取得した場合、5年以内は毎年一定の奨励を取得することができる。</p> <p>第十条 附則 （一）上級政策の関連規定を適用し、本弁法も適用する場合、一律、上級政策の規定を先に執行し、執行後に本弁法と比較して不足する部分を追加で執行することができる。同一対象が区レベルの異なる種類の財政支援政策を選択する場合、便</p>
--	--

<p>(二) 本办法自2022年2月26日起实施，有效期至2025年12月31日。2021年1月1日至2022年2月25日期间，符合本办法规定的，参照本办法执行。实施中如遇国家或上海市颁布新的规定，则按新规定的要求执行。</p> <p>(三) 本办法由浦东新区商务委员会、浦东新区财政局根据职责分工负责解释。</p>	<p>宜を図ることができるが、重複あるいは同時享受は不可とする。</p> <p>(二) 本弁法は、2022年2月26日より実施し、有効期限は2025年12月31日までとする。2021年1月1日より2022年2月25日の期間において、本弁法の規定に合致する場合、本弁法を参照して執行する。実施中に国家あるいは上海市による新たな規定の公布があった場合、新规定の要求に基づき執行する。</p> <p>(三) 本弁法は、浦東新区商務委員会・浦東新区財政局が職責の分担に基づき解釈の責を負う。</p>
--	---